



皆野町は、 妊活しているご夫婦を応援します

1.不妊治療費助成事業

不妊治療を受けたご夫婦に、助成の対象となる保険適用後の自己負担額から控除額（高額療養費など）を除いた額に対し、1か月あたり5万円を限度に助成します。



〈対象者〉

- 1.双方または一方が皆野町内に住民登録のあるご夫婦
- 2.助成金の交付に係る不妊治療の開始時点の妻の年齢が43歳未満
- 3.助成金の交付に係る不妊治療について、他の給付を受けていないこと
- 4.町税を滞納していないこと

〈対象となる治療〉

不妊治療が必要であるとの医師の判断により治療計画に基づいて行われる治療で、保険適用となる治療

〈助成金額〉

1か月あたり上限5万円

（※治療に係る保険適用後の自己負担額から控除額（高額療養費など）を除いた額）

〈申請に必要なもの〉

- 1.皆野町不妊治療費助成金交付申請書（健康こども課窓口）
- 2.皆野町不妊治療費助成事業不妊治療**実施証明書**
- 3.不妊治療費の領収書および診療明細書（原本）
- 4.次のいずれか
 - ・健康保険証
 - ・加入する医療保険から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」
- 5.限度額適用認定証
※治療費が高額となることが分かっている場合、事前に参加されている公的医療保険から「限度額適用証明証」の交付を受けておくことをおすすめします。
- 6.高額療養費または付加給付の支給額が確認できる書類

〈申請期間〉

助成の対象となる治療が終了した日から6か月を経過する月の末日まで



2.不妊・不育症検査費助成事業

不妊検査・不育症検査を受けたご夫婦（事実婚を含む）に助成します。（1組の夫婦1回限り）

〈対象者〉

- 1.申請時に婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）で双方又は一方が皆野町に住民登録がある
- 2.検査開始時の妻の年齢が43歳未満

〈対象となる検査〉

- ・不妊検査：夫婦共に受け、検査開始日の早い方の日から1年以内のもの
- ・不育検査：夫婦共に受けた又は、妻のみが受け、検査開始日の早い方の日から1年以内のもの

〈助成金額〉

- ・検査開始時の妻の年齢が35歳未満 3万円
- ・検査開始時の妻の年齢が35歳以上43歳未満 2万円

〈助成回数〉

1組の夫婦それぞれ1回限り

〈申請に必要なもの〉

- 1.皆野町不妊検査費不育症検査費助成申請書（健康こども課窓口）
- 2.不妊・不育検査費助成事業に係る**実施証明書**
- 3.不妊・不育検査費の領収書（原本）

〈申請期間〉

検査終了日の属する年度内または検査開始日から1年を経過した日の属する年度のいずれか早い年度内

※ただし、1/1～3/31の間に検査が終了した場合は、翌年度6/30まで申請できます。



申請窓口・問合せ先は…

皆野町役場 健康こども課
健康づくり担当（⑥窓口）

☎62-1288

